

第 1 回総務文教小委員会 次第

日 時： 平成 1 5 年 9 月 2 4 日（水） 午後 3 時 0 0 分から

会 場： 一宮地場産業ファッションデザインセンター 2 F 第 1 会議室

1 開 会

2 委員紹介

3 総務文教小委員会委員長及び副委員長の選出について (資料 1)

4 議題

(1) 報告事項

報告総文第 1 号 総務文教小委員会の役割について (資料 2)

報告総文第 2 号 総務文教小委員会のスケジュールについて (資料 3)

(2) 合併協定項目について

提案事項

協議総文第 1 号 女性政策事業について (資料 4)

協議総文第 2 号 広報広聴関係事業について (資料 5)

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて (協定項目 7) (資料 6)

5 その他

総務文教小委員会の日程について (資料 7)

6 閉 会

委員長及び副委員長の選出について

総務文教小委員会の委員長及び副委員長の選出は、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会小委員会規程第4条第2項の規定に基づき、委員の互選により定める。

委員長 _____

副委員長 _____

総務文教小委員会		
2号委員	一宮市議会議員	梶田 信三
	尾西市議会議員	服部 豊
	木曽川町議会議員	川井 勇
3号委員	一宮市	常川 雄次
	一宮市	友定 良枝
	尾西市	青木 隆子
	尾西市	橋本 照夫
	木曽川町	葛谷 昭吾
	木曽川町	松村 真早美

【参考】

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会小委員会規程（抜粋）

（役員）

第4条 各小委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

2 役員は、小委員会委員の互選により選出する。

（役員の職務）

第5条 委員長は、会務を総理し、小委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

総務文教小委員会の役割について

総務文教小委員会の担任する事項

- (1) 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する事項(協定項目7)
- (2) 地方税の取扱いに関する事項(協定項目9)
- (3) 一般職の職員の身分の取扱いに関する事項(協定項目10)
- (4) 特別職の身分の取扱いに関する事項(協定項目11)
- (5) 条例、規則等の取扱いに関する事項(協定項目12)
- (6) 事務組織及び機構の取扱いに関する事項(協定項目13)
- (7) 一部事務組合等の取扱いに関する事項(協定項目14)
- (8) 使用料、手数料等の取扱いに関する事項(協定項目15)
- (9) 公共的団体等の取扱いに関する事項(協定項目16)
- (10) 補助金、交付金等の取扱いに関する事項(協定項目17)
- (11) 町名・字名の取扱いに関する事項(協定項目18)
- (12) 慣行の取扱いに関する事項(協定項目19)
- (13) 消防団の取扱いに関する事項(協定項目22)
- (14) 女性政策事業に関する事項(協定項目23-1)
- (15) 姉妹都市、国際交流事業に関する事項(協定項目23-2)
- (16) 電算システム事業に関する事項(協定項目23-3)
- (17) 広報広聴関係事業に関する事項(協定項目23-4)
- (18) 納税関係事業に関する事項(協定項目23-5)
- (19) 消防防災関係事業に関する事項(協定項目23-6)
- (20) 交通関係事業に関する事項(協定項目23-7)
- (21) 窓口業務に関する事項(協定項目23-8)
- (22) 市(町)立学校の通学区域に関する事項(協定項目23-24)
- (23) 学校教育事業に関する事項(協定項目23-25)
- (24) 文化振興事業に関する事項(協定項目23-26)
- (25) コミュニティ施策に関する事項(協定項目23-27)
- (26) 社会教育事業に関する事項(協定項目23-28)
- (27) その他事業に関する事項(協定項目23-29)
- (28) その他(協定項目24)

【参考】一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会小委員会規程（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規程は、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会規約（以下「規約」という。）

第12条第2項の規定に基づき、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会小委員会（以下「小委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 小委員会は、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会（以下「協議会」という。）の付託により、規約第3条に規定する事務の一部について、調査及び審議をするものとする。

（組織及び名称）

第3条 小委員会は、次の各号のいずれかに該当する者により組織する。

- (1) 協議会の会長（以下「会長」という。）
- (2) 協議会の副会長
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の委員のうちから会長が選任した者

2 小委員会の名称及び定数は、別表のとおりとする。

別表（第3条関係）

名 称	定 数
新市建設計画作成等小委員会	14名以内
総務文教小委員会	9名以内
厚生小委員会	9名以内
経済環境小委員会	9名以内
建設小委員会	9名以内

合併協定項目及び小委員会への付託

		該当小委員会				
1	合併の方式	新市				
2	合併の期日	新市				
3	新市の名称	新市				
4	新市の事務所の位置	新市				
5	財産の取扱い	新市				
6	地域審議会の取扱い	新市				
7	議会の議員の定数及び任期の取扱い		総務			
8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い			経済		
9	地方税の取扱い		総務			
10	一般職の職員の身分の取扱い		総務			
11	特別職の身分の取扱い		総務			
12	条例、規則等の取扱い		総務			
13	事務組織及び機構の取扱い		総務			
14	一部事務組合等の取扱い		総務	経済	建設	
15	使用料、手数料等の取扱い		総務	厚生	経済	建設
16	公共的団体等の取扱い		総務	厚生	経済	建設
17	補助金、交付金等の取扱い		総務	厚生	経済	建設
18	町名・字名の取扱い		総務			
19	慣行の取扱い		総務			
20	国民健康保険事業の取扱い			厚生		
21	介護保険事業の取扱い			厚生		
22	消防団の取扱い		総務			
23	各種事務事業の取扱い					
23-01	女性政策事業		総務			
23-02	姉妹都市、国際交流事業		総務			
23-03	電算システム事業		総務			
23-04	広報広聴関係事業		総務			
23-05	納税関係事業		総務			
23-06	消防防災関係事業		総務			
23-07	交通関係事業		総務			
23-08	窓口業務		総務	厚生	経済	建設
23-09	保健衛生事業			厚生		
23-10	障害者福祉事業			厚生		
23-11	高齢者福祉事業			厚生		
23-12	児童福祉事業			厚生		
23-13	保育事業			厚生		
23-14	生活保護事業			厚生		
23-15	その他の福祉事業			厚生		
23-16	健康づくり事業			厚生		
23-17	ごみ収集運搬業務事業				経済	
23-18	環境対策事業				経済	
23-19	農林水産関係事業				経済	
23-20	商工・観光関係事業				経済	
23-21	勤労者・消費者関連事業				経済	
23-22	建設関係事業					建設
23-23	上・下水道事業					建設
23-24	市(町)立学校の通学区域		総務			
23-25	学校教育事業		総務			
23-26	文化振興事業		総務			
23-27	コミュニティ施策		総務			
23-28	社会教育事業		総務			
23-29	その他事業		総務	厚生	経済	建設
24	その他		総務	厚生	経済	建設
25	新市建設計画に係る事項	新市				

総務文教小委員会付託協定項目について

7 議会の議員の定数及び任期の取扱い（合併特例法第6条、第7条）

合併市町村の議会の議員については、定数に関する特例や在任に関する特例が定められており、これらの特例措置の取扱いについて協議する。

この協議については、合併関係市町村の議会の議決を経て、その内容を告示する必要がある。

9 地方税の取扱い（合併特例法第10条）

次のような場合には、不均一の課税をするかどうか、また、不均一課税をする場合には、その税目や実施時期等について協議する。

ア、合併関係市町村の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡がある場合

イ、合併市町村が合併関係市町村から継承した財産の価格又は負債の額について、合併関係市町村の間において著しい差異があるため、合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くこととなると認められる場合

10 一般職の職員の身分の取扱い（合併特例法第9条）

市町村の合併により消滅する合併関係市町村に現に在職する一般の職員（合併関係市町村職員）は、当該市町村の法人格が消滅してしまうため、法的には失職することになる。

このような不合理を避けるため、合併特例法においては、合併関係市町村は合併の際、その職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならないとされている（法第9条）。その際には、次のような協議が必要になる。

ア、新設合併の場合

合併前後において、職員の任免、給与その他の身分取扱いについて、不均衡を生じないように協議する。

イ、編入合併の場合

編入される市町村の職員について、編入する市町村の職員の任免、給与その他の身分取扱いについて、均衡を図るように協議する。

職員の身分の引継ぎは、合併関係市町村における協議によるとされているため、合併協議会において協議する必要がある。

その協議により、消滅する合併関係市町村の職員が直ちに合併市町村の職員となるものでなく、合併期日において、改めて「身分を保有する措置」として任命行為を行う必要があり、編入した市町村長又は新設合併における合併市町村長の職務執行者などの任命権者が辞令交付を行う必要がある。

1 1 特別職の身分の取扱い

合併関係市町村の長、助役、収入役、行政委員会等の委員など特別職の職員の身分については、次のとおりである。

ア、新設合併の場合

特別職の職員については、全員失職し、合併市町村において新たに選任（選挙）される。

イ、編入合併の場合

編入する市町村の特別職の職員の身分は変動しないが、編入される市町村の特別職の職員は全員失職することになる。

1 2 条例、規則等の取扱い

合併関係市町村の条例、規則等の取扱い及び合併市町村の条例、規則等の取扱いは、次のとおりである。

ア、新設合併の場合

新設合併の場合は、合併関係市町村は消滅するため、その条例、規則等は失効する。

この場合、合併市町村の長の職務執行者は、必要な事項について合併市町村の条例、規則等が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行されていた条例、規則等を合併市町村の条例、規則等として当該地域において引き続き施行することができる。（地方自治法施行令第3条）

また、必要に応じて、合併市町村の長の職務執行者は、専決処分により新しい条例を制定施行することもできる。

したがって、合併後に、どの条例、規則等を暫定適用するのか、また、どの条例、規則等を新たに制定施行するのか、協議する必要がある。

イ、編入合併の場合

編入される市町村の条例、規則等は失効し、編入する市町村の条例、規則等が適用されることになる。

ただし、あらかじめ合併協議会の場で地方税の不均一課税の取扱い等について協議していた場合には、編入する市町村の条例、規則等についても、一部改正を行う必要が生じ

ることがある。

1 3 事務組織及び機構の取扱い

組織及び機構は、次のように取り扱うこととする。

ア、新設合併の場合

新設合併の場合は、合併関係市町村は消滅するため、その組織、機構も消滅することになる。

合併市町村の組織、機構については、地方自治法や各種行政組織に関する法令等により、合併市町村の長の職務執行者が設置することとなるが、合併後の円滑な行政執行のため、あらかじめ協議しておく必要がある。

イ、編入合併の場合

編入される市町村の組織、機構は消滅し、編入する市町村がその事務を引き継ぐことになるため、円滑に引き継ぐための措置を講じるとともに、機構改革等についても協議する必要がある。

また、支所又は出張所を設ける場合には、条例でその位置、名称及び所管区域を定めなければならないが（地方自治法第155条第2項）、合併関係市町村間であらかじめ協議し、所要の手続を進める必要がある。

1 4 一部事務組合等の取扱い

合併関係市町村が構成団体となっている一部事務組合又は広域連合（地方自治法第284条）については、構成団体に変動が生じるので、その取扱いについて他の構成団体と協議する必要がある。

なお、構成団体が合併関係市町村と同一の場合は、当該事務は合併市町村の事務となる。

1 5 使用料、手数料等の取扱い

合併関係市町村の間で、同一目的の施設の使用料や同一種類の事務の手数料が異なっている場合は、その取扱いについて協議する。

なお、使用料、手数料等については条例等で定められているので、新設合併の場合や編入合併において従来の取扱いを変更するような場合には、合併市町村の発足と同時に新たな条例が施行されるよう、準備を進めておかなければならない。

1 6 公共的団体等の取扱い

合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならないとされていることから（合併特例法第16条第8項）、その取扱いについて協議する。

1 7 補助金、交付金等の取扱い

合併関係市町村が交付してきた様々な補助金、交付金等について、それぞれの内容を整理し、その必要性を検討するとともに交付先や交付基準等の調整を行う。

1 8 町名・字名の取扱い

市町村の区域内の町・字の区域の設定若しくは廃止又は町・字の区域若しくは名称を変更しようとする場合は、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、知事に届け出ることが必要である。（地方自治法第260条第1項）

合併の際に、これを行おうとする場合は、あらかじめ協議が必要となる。

なお、町又は字の名称については、合併市町村内において重複がないように配慮しなければならない。

1 9 慣行の取扱い

市町村民憲章、市町村の歌、市町村の花・木・鳥、各種宣言、各種行事などの慣行については、その取扱いを協議し、合併市町村にふさわしいものとしていく必要がある。

2 2 消防団の取扱い

合併関係市町村の間で、消防団の組織、団員の身分取扱いなどが異なっている場合は、その円滑な統合に向けた協議が必要である。

2 3 - 1 女性政策事業

合併後も、新市町村としての男女共同参画社会を目指す行動計画を再編する必要がある。

2 3 - 2 姉妹都市、国際交流事業

合併後も、従前の実情を踏まえて、継続して事業を実施することが期待される。

2 3 - 3 電算システム事業

住民サービスの維持・向上を前提に、既存の電算システムの統合、新システムの構築を行う。合併市町村の例によると、合併施行日に稼働できるよう予め調整を行っている場合と、合併後当面は既存の電算システムを活用しつつ、できるだけ速やかに統合を図っていく場合とがある。

電算機器等をリース契約で使用している場合は、システム統一に伴い契約を解除し、キャンセル料を支払わなければならないことがある。契約時期は合併関係市町村間でまちまちであることから、解約時期によっては市町村間で多寡が生じる可能性があり、各市町村で予算措置をしなければならないので、この調整を行う必要がある。

2 3 - 4 広報広聴関係事業

合併後の行政に住民の声をより反映させるシステムを充実し、住民の新しいまちづくりについての意見や生活に対する不安・懸念等に十分対応できる体制を整えることが重要である。

2 3 - 5 納税関係事業

新市町村の自主財源の確保・強化のため、滞納整理等の実務能力を向上させるとともに、体制を整備する必要がある。

また、納税貯蓄組合及び任意の納税組合や、納税貯蓄組合協議会等についても新市町村における取扱い等につき確認する必要がある。

2 3 - 6 消防防災関係事業

防災計画等は、新市町村において速やかに策定することが適当である。

また、「消防広域化基本計画の見直しについて」（平成13年3月30日消防庁長官通知）において、小規模消防本部の広域再編については、市町村合併により進めることが最も効果的であるとされたところであり、消防体制の整備に当たっては、前期消防庁長官通知の別紙「消防の広域再編による一般的効果について」を踏まえ、消防の広域再編の効果を十分に発揮することができるよう、留意する必要がある。

2 3 - 7 交通関係事業

交通関係事業については、住民生活の安全確保の観点から引き続き推進しなければならないものであり、新市町村において速やかに統一することが適当である。

2 3 - 8 窓口業務

窓口業務については、住民サービスの向上を観点に、例えば各支所・出張所ごとの総合窓口の設置、ワンストップ・サービスの実施、申請手続の簡素化等を行うことが適当である。

2 3 - 2 4 市(町)立学校の通学区域

通学区域については、合併後、旧市域に設定されていた通学区域を新市町村全体で検討した際に、不合理が生じる場合があるため、新たな通学区域に再編するのが適当である。

なお、新たな通学区域を設定するには、学区審議会等で児童・生徒、学校規模、通学距離等を考慮した十分な論議を経るべきである。

2 3 - 2 5 学校教育事業

学校教育事業については、教職員の資質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実調整が必要なものは、例えば教育委員会表彰、通学区域、給食費、幼稚園保育料、就学援助各種補助・助成・奨学金、健康管理、健康診断等である。

2 3 - 2 6 文化振興事業

文化振興事業については、同一又は類似する事業を統合・再編することが適当である。

2 3 - 2 7 コミュニティ施策

コミュニティ施策については、市民活動の高揚に資するため、新市町村において引き続き推進していくことが適当である。

2 3 - 2 8 社会教育事業

社会教育事業については、住民の生活文化の振興のため充実した環境を整備し、そのため学習機会、情報提供等に努めつつ、住民サービスの低下を生じないように再編することが適当である。

23 - 29 その他事業

独自の事務事業については、従来からの経緯・実情を考慮し調整する。

同一又は類似する事務事業については、住民サービスの低下を招かないよう留意しながら、合理化・効率化に努めることが適当である。

24 その他

合併後の経済社会情勢の変化等により、協定項目の内容の実施に支障が生じたときは、住民の意見を聴いて見直しを行うものとすることが適当である。

		4月			5月			6月			7月			8月		
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
合併協議会	合併協議会															
	総務文教小委員会	未 定														

協 定 項 目	合併協議会															
	総務文教小委員会															
	・議会の議員の定数 及び任期の取扱い															
	・地方税の取扱い															
	・一般職の職員の身分の取扱い															
	・特別職の身分の取扱い															
	・条例、規則等の取扱い															
	・事務組織及び機構の取扱い															
	・一部事務組合等の取扱い															
	・使用料、手数料等の取扱い															
	・公共的団体等の取扱い															
	・補助金、交付金等の取扱い															
	・町名、字名の取扱い															
	・慣行の取扱い															
	・消防団の取扱い															
・各種事務事業の取扱い																
・その他事業																
・その他																

女性政策事業について（協定項目第23-1号）

女性政策事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	女性政策事業
調整方針	男女共同参画事業については、合併時に一宮市の制度に合わせるものとする。

協議状況	
提案	平成15年 9月24日
協議	平成15年 月 日
確認	平成15年 月 日

広報広聴関係事業について（協定項目第23 - 4号）

広報広聴関係事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	広報広聴関係事業
調整方針	広報誌等の広報事業については、原則として一宮市の制度に合わせ、引き続き情報の提供に努めるものとする。 また、広聴事業については、直接市民から市政に関する意見を聴く方法を検討するなど合併後も充実を図る。

協議状況	
提案	平成15年 9月24日
協議	平成15年 月 日
確認	平成15年 月 日

議会議員の定数及び任期に関する特例について（協定項目 7）

1. 一宮市・尾西市・木曾川町の議会議員の現況

（1）議会議員の定数及び任期の状況

	一宮市	尾西市	木曾川町	計
法定定数	38	30	26	94
条例定数	36	26 (H15.1.1 以降の 選挙からは 22)	20	82
現員数	36	25	20	81
任期	H19.4.30	H19.12.31*	H19.4.30	

（*H15 年 12 月執行の一般選挙後の任期）

（2）2市1町の人口：362,726人（H12 国勢調査）

一宮市	尾西市	木曾川町	計
273,711	57,956	31,059	362,726

人口30万以上50万未満の市の議員定数 46人以内

（地方自治法第91条第2項）

議員の定数は地方自治法第91条第2項の規定に基づき、人口を基準に算定することとなっている。合併が行われた場合は、基本的に新市の人口を基準に定数が算定される。

*人口 = 官報で公示された最近の国勢調査人口、またはこれに準ずる

全国的な人口調査の結果による人口。（地方自治法第254条）

2. 合併が行われた場合の議会議員の身分

以下のとおり、新設合併か編入合併により異なる。

新設合併の場合	編入合併の場合
合併関係市町村の議員はすべて失職する。 合併市町村の法定数による設置選挙を行う。	編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される議会の議員は失職する。 ただし、合併後の議会議員の定数が、編入する議会議員の定数を上回る場合には、その上回っている定数分について増員選挙を行うことができる。

これに対する合併特例法上の特例は別添に示すとおりである。

- ・資料 6 - 1 市町村合併に伴う議員の定数・在任に関する特例について
- ・【 参 考 法 令 】
- ・資料 6 - 2 議員の定数及び特例について
～ 特例の適用の有無によるメリット・デメリット
- ・資料 6 - 3 先進地事例

3 . 議会議員の定数及び任期の取扱い等を協議するうえでの留意点

以下の3点から検討する必要がある。

合併特例法を適用しない。

合併特例法第6条(定数特例)を適用する。

合併特例法第7条(在任特例)を適用する。

4 . 議員の定数及び任期の取扱い等を決定する方法

全国の事例から、次の方法が考えられる。

2市1町の議会で協議し、総務文教小委員会 合併協議会で決定する。

議会の代表である議長が協議し、総務文教小委員会 協議会で決定する。

総務文教小委員会で協議し、合併協議会で決定する。

その他

- ・資料 6 - 4 議会議員の定数及び任期決定までのスケジュール (事務局素案)

(参 考)

市町村議会議員の退職年金に関する特例について

地方公務員等共済組合法第161条第1項では、市町村の議員が在職12年以上で退職したときは、退職年金が支給されることになっている。

ところが、市町村の合併が行われると合併前の市町村の議会の議員は、その任期の途中で失職し、退職年金の受給資格を得られないことも考えられるため、合併特例法第7条の2で次の特例が定められている。

合併しなかった場合の当該合併関係市町村の議員の任期が満了すべき日前に退職

在職期間が12年未満

在職期間と退職した日の翌日から任期が満了すべき日までの期間とを合算した期間が12年以上

のすべてに該当する合併関係市町村の議員の議員については、退職年金受給資格が付与される。

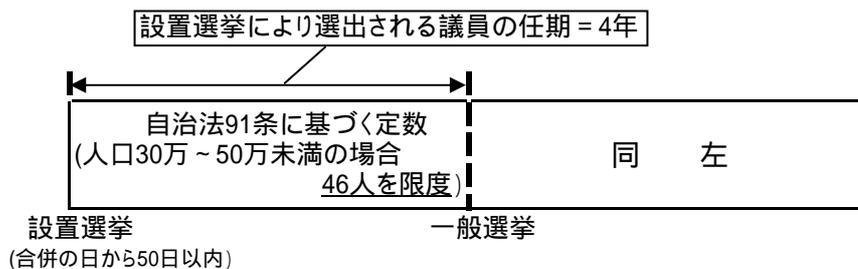
なお、当該特例措置の適用を受ける者に対する退職年金の額については、その在職期間に応じて算定される。(7条の2第2項)

市町村合併に伴う議員の定数・在任に関する特例について

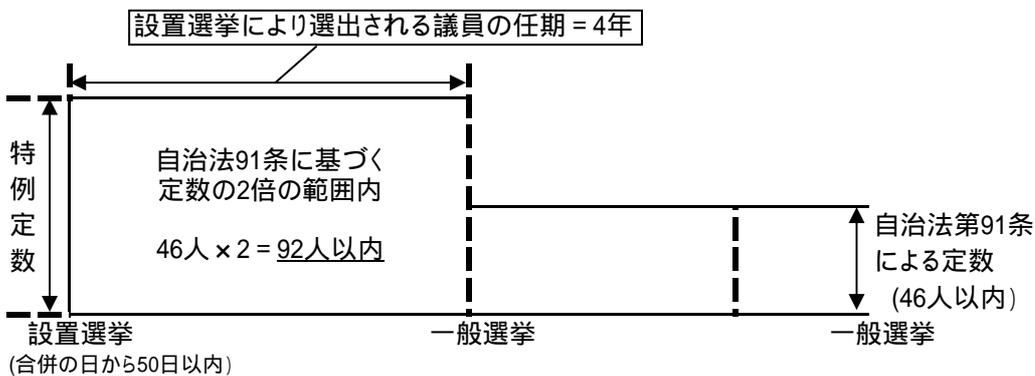
1 新設合併の場合

<p>地方自治法による原則</p>	<p>すべての合併関係市町村の議会の議員は失職する。この場合、地方自治法第7条第6項の市町村の告示による市町村の設置の日から50日以内に、同法第91条第1項による合併市町村の人口に基づき算定された定数による、新市の議会議員の設置選挙を行う。 (公職選挙法第33条第3項、第117条)</p> <p>* 下図 のパターン</p>
<p>合併特例法による定数特例</p>	<p>設置選挙に限り合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項の上限数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができる。(合併特例法第6条第1項)</p> <p>* 下図 のパターン</p>
<p>合併特例法による在任特例</p>	<p>合併関係市町村の議会の議員で、当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、合併関係市町村の協議により最長2年間在任できる。 (合併特例法第7条第1項第1号)</p> <p>* 下図 のパターン</p>

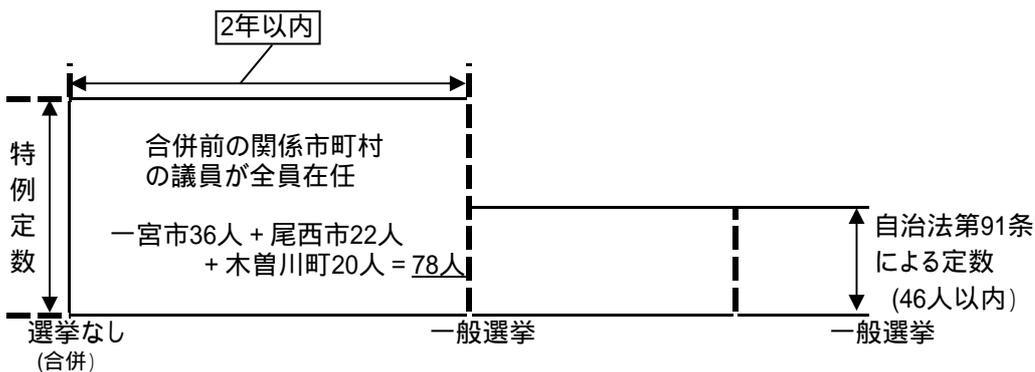
原則(特例措置の適用なし)



定数特例(合併特例法第6条第1項)



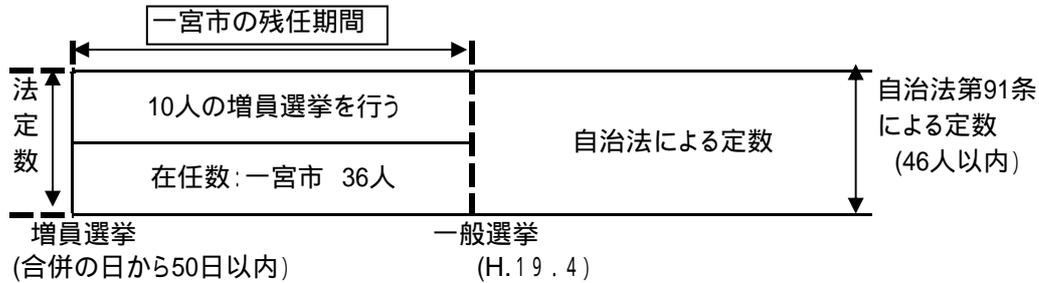
在任特例(合併特例法第7条第1項)



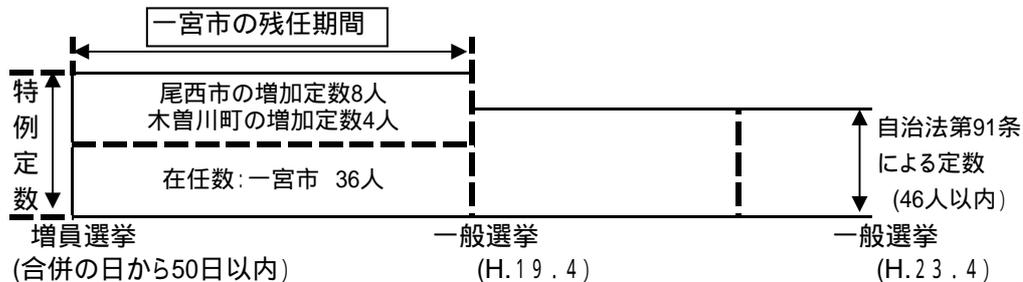
2 例えば一宮市に編入合併の場合

地方自治法による原則	<p>編入合併をする市町村の議員の身分には変動がなく、編入される市町村の議員はその身分を失う。 ただし、合併により人口が急増した場合には議員定数を増加させることができる。この場合、増員選挙を行う事由の生じた日から50日以内に増員選挙を行う。 (地方自治法第91条第5項、公職選挙法第111条第3項及び第113条第2項)</p> <p>* 下図 のパターン</p>	
	合併特例法による定数特例	<p>編入する市町村の条例定数(合併前の定数)に人口比率を乗じて得た数を編入される市町村ごとの定数とし、編入される市町村ごとに選挙区を設けて増員選挙を行う。 この増員選挙は、これを行う事由の生じた日から50日以内に行う。 編入する市町村の議員の身分に変動はない。 (合併特例法第6条第2項)</p> <p>* 下図 のパターン</p>
合併特例法による在任特例	<p>編入される市町村の議員が、編入する市町村の議員の残任期間に相当期間、引き続き在任する。 (合併特例法第7条第1項第2号)</p> <p>* 下図 のパターン</p>	<p>合併時に左記の「定数特例」または「在任特例」を適用した場合は、合併後、最初に行われる一般選挙において、編入される合併関係市町村の区域ごとに選挙区を設け、左記の「定数特例」による定数によることができる。 * 次ページの 、 のパターン</p>

原則(特例措置の適用なし)

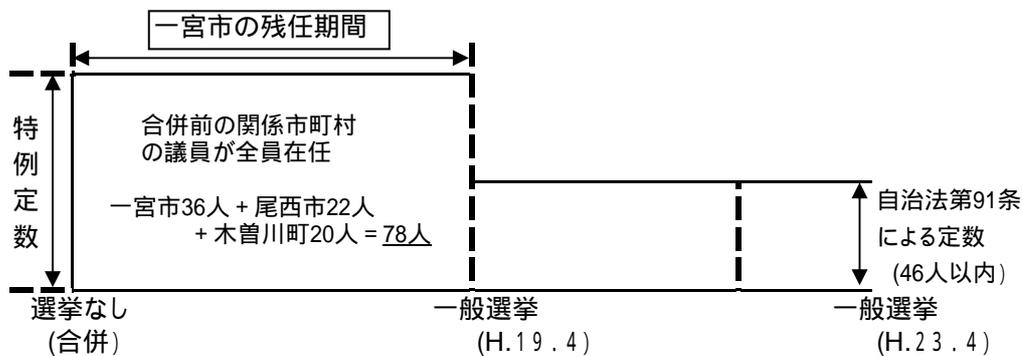


定数特例(合併特例法第6条第2項・3項)



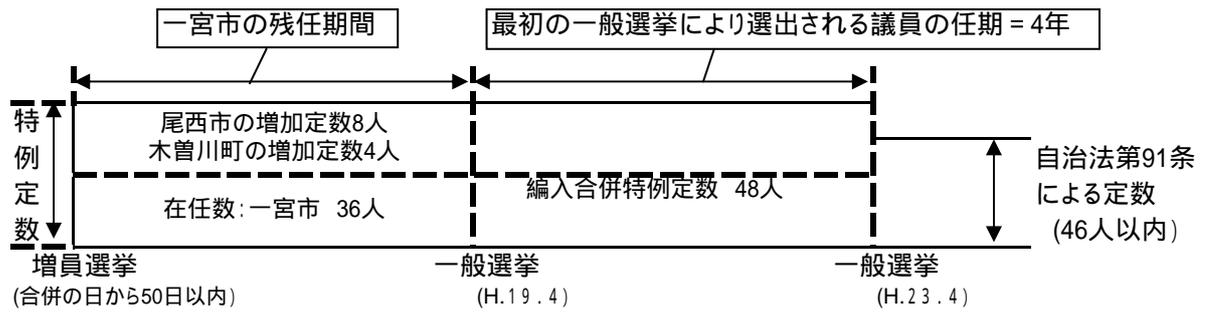
* 増加定数 = 編入する市町村の旧定数 × (編入される市町村の人口 ÷ 編入する市町村の人口)

在任特例(合併特例法第7条第1項第2号)



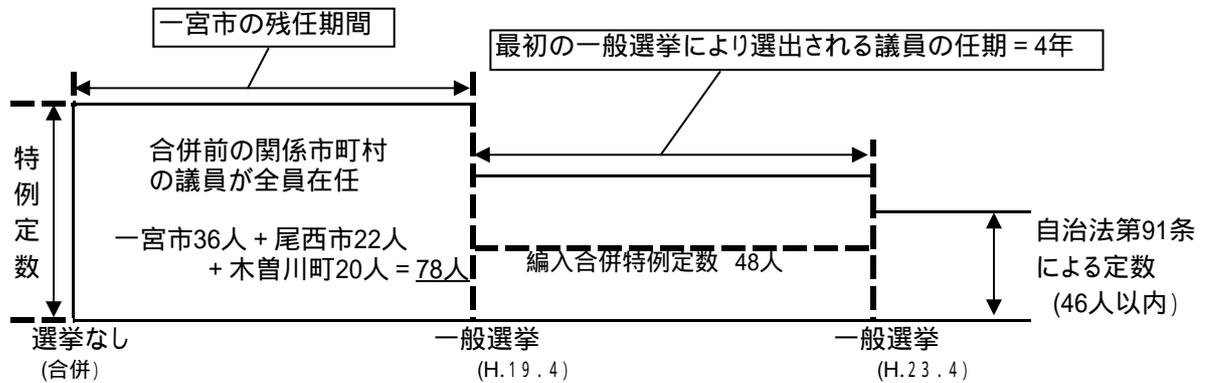
定数特例(法第6条第2項・3項) + 定数特例(法第6条第5項・6項)

編入された旧市町村の区域で選挙区を設けて増加することが、編入先の2回目の一般選挙までできる。



在任特例(法第7条第1項第2号) + 定数特例(法第7条第3項)

編入された旧市町村の議員は、編入先の市町村の最初の一般選挙までその議員でいることができ、さらに最初の選挙において編入された旧市町村の区域で選挙区を設けて増加することができる。



【 参 考 法 令 】

地方自治法（抄）

第 9 1 条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

5 . 人口 5 万未満の市及び人口 2 万以上の町村 26 人

8 . 人口 20 万以上 30 万未満の市 38 人

9 . 人口 30 万以上 50 万未満の市 46 人

4 第 1 項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

5 第 7 条第 1 項又は第 3 項の規定による処分により、著しく人口の増減があつた市町村においては、前 2 項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増減することができる。

第 2 5 4 条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

公職選挙法（抄）

（地方公共団体の議会の議員の選挙区）

第 1 5 条

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。（以下省略）

（一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙）

第 3 3 条

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第 7 条第 6 項の告示による当該市町村の設置の日から 5 0 日以内に行う。

（地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙等）

第 3 4 条 地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙（第 1 1 4 条の規定による選挙を含む。）又は増員選挙若しくは第 1 1 6 条の規定による一般選挙は、これを行うべき事由が生じた日から 5 0 日以内に行う。

（議員又は長の欠けた場合等の通知）

第 1 1 1 条

3 地方自治法第 9 1 条第 5 項の規定により市町村の議会の議員の定数を増加した場合においては、当該条例施行の日から 5 日以内にその市町村の議会の議長から当該市町村の選挙管理委員会にその旨を通知しなければならない。

（補欠選挙及び増員選挙）

第113条

2 第111条第3項の規定による通知を受けた場合においては、当該市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日を告示し、増員選挙を行わせなければならない。

市町村の合併の特例に関する法律（抄）

（議会の議員の定数に関する特例）

第6条 新たに設置された合併市町村にあっては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口（同法第254条に規定する人口によるものとする。第10条第2項を除き、以下同じ。）を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数（以下「旧定数」という。）に乗じて得た数（0.5人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、0.5人以上2人未満の端数があるときはその端数は1人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が0.5人未満のときも1人とする。）の合計数を旧定数に加えた数（以下「編入合併特例定数」という。）をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第91条の規定による定数に復帰するものとする。

5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第2項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とすることができる。（中略）

8 第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

（議会の議員の在任に関する特例）

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少する

ものとする。(中略)

1. 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間
2. 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間
3. 前条第5項から第7項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第1項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。

協 議 附 属 資 料

< 協議総文第2号 23 - 1 女性政策事業 >

平成15年9月24日

**一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会
総務文教小委員会**

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 企画分科会

協議項目	女性政策事業			
調整方針(案)	男女共同参画事業については、合併時に一宮市の制度に合わせるものとする。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
男女共同参画推進事業	<p>1 計画 名称：いちのみやし男女共同参画計画 目的：男女共同参画社会の実現 策定：平成12年3月 計画期間：平成12年～22年度</p> <p>2 情報誌 名称：「いーぶん」～素敵なパートナーとなるために～ 発行：年2回・各5,000部</p> <p>3 懇話会 名称：一宮市男女共同参画推進懇話会 構成：有識者15名 報償費：1人7,200円 開催：年2回</p> <p>4 推進会議(内部会議) 名称：一宮市男女共同参画推進会議 組織：幹部会議を構成する者 開催：年1回</p>	<p>男女共同参画講演会 男女共同参画週間に実施(年1回)</p>	<p>該当事業なし</p>	<p>合併時に一宮市の制度に合わせる。 * 講演会は廃止。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 企画分科会

協 議 項 目	女性政策事業		
先 進 事 例	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	西東京市	H13.1.21	新市において、新たに女性行動計画を策定する。
	さいたま市	H13.5.1	女性センターに係る事業については、埼玉県女性センター(仮称)計画との調整を図り、進めるものとする。

協 議 附 属 資 料

< 協議総文第2号 23 - 4 広報広聴関係事業 >

平成15年9月24日

**一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会
総務文教小委員会**

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 企画分科会

協議項目	広報広聴関係事業			
調整方針(案)	広報誌等の広報事業については、原則として一宮市の制度を適用するものとし、引き続き情報の提供に努めるものとする。 また、広聴事業については、直接市民から市政に関する意見を聴く方法を検討するなど合併後も充実を図る。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1. 広報	1 発行日 月2回(1日・15日) 2 14年度平均発行部数 96,313部 3 平均単価 22.27円 *発行日の前日(開庁日)に本庁と出張所納品、町内会には発行日に配布。	1 発行日 月2回(1日・15日) 2 14年度平均発行部数 20,200部 3 平均単価 28.12円 *発行日の2日前に本庁と一部施設に納品、町内会には本庁配達後各区長へ配布。発行日には各家庭に届くようにする。	1 発行日 月1回(5日) 2 14年度平均発行部数 10,200部 3 平均単価 81.4円 *発行日の前日に本庁に納品。町内会には発行日の前日に配布。	一宮市の制度に合わせる。
2. 市ホームページ	1 製作方法 職員で製作。(一部は業者に委託)各課にページ製作、管理を依頼。 2 サーバー 市が管理。	1 製作方法 職員で製作。 2 サーバー 業者のサーバーを使い管理も委託。	1 製作方法 全部を業者委託。 2 サーバー 業者のサーバーを使い管理も委託。	一宮市の制度に合わせる。 *合併後2市1町のそれぞれのホームページは一定期間残し、別に新市のホームページを立ち上げる。 運営は一宮方式とする。
3. 映像広報 製作・放映	《マイシティいちのみや》放映事業 広報発行のサイクルに合わせ、月2回、ケーブルテレビに映像広報番組を放映。製作と放映はケーブルテレビ会社に委託。 貸出し用VTRを14本製作。	《ふれあいひろびさい》放映事業 一宮市に同じ。 貸出し用VTR2本製作。	《マイタウンきそがわ》放映事業 一宮市に同じ。 貸出し用VTR4本製作。	リニューアルし、新市として一本化して継続する。
4. 市(町)勢要覧	1 市の現況を写真と統計資料で紹介。 2 A4版84ページ。 3 単価 1冊500円 4 発行サイクル 周年事業の行われる年度に合わせ5年毎に発行。次回は19年3月。	1 一宮市に同じ。 2 A4版48ページ 3 単価 1冊1,000円 4 発行サイクル 周年事業の行われる年度に合わせ5年毎に発行。次回は16年11月。	1 一宮市に同じ。 2 A4版52ページ 3 単価 1冊400円 4 発行サイクル 5年毎に発行。次回は18年度。	合併時に新市スタートを記念して発行し、以降は市制の5年おきの周年サイクルの発行とする。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
5．暮らしの便利帳	平成3年3月版をもって廃止。	行政に関することを知りたいときに、これを見ればわかるという生活に役立つ便利帳を作成 今年度からはこれをA4版24ページにし、全戸および転入者に無料配布を予定。	仮称 暮らしのガイドブック 行政に関することを知りたいときに、これを見ればわかるという生活に役立つ便利帳を作成。	尾西市の制度に合わせる。 * 合併時に1回だけ作成配布し、その後は公共施設案内を作成する。
6．公共施設案内	市・県・国の公共施設の位置を記載した「市民のひろば・公共施設案内」を製作。転入者に窓口で配布するとともに、成人式の出席新成人にも同様に配布する。	該当事業なし。	公共施設、史跡などを記載した地図及び「木曾川町ガイド」を隔年で製作。	一宮市の制度に合わせる。
7．広報ファイル	平成12年分の配布を行って、以降廃止している。	毎年印刷し、各世帯に配布する。 また市内に転入してきた人にも窓口で配布する。 印刷部数22,000部。 昨年度実績 = 833,910円	毎年印刷し、各世帯に配布する。 また市内に転入してきた人にも窓口で配布する。 印刷部数10,000部。 昨年度実績 = 456,750円	合併時に廃止する。
8．市民ポスト等	市民等からの意見、要望などを市民ポスト、ファクス、市民メール、市長への手紙として受け付ける。 担当課へ処理依頼、市長へ報告。 14年度実績～ポスト117件、ファクス101件、メール303件、手紙62件。	市民等からの意見、要望などを提案箱、ファクス、市民メール、市長への手紙として受け付ける。 担当課へ処理依頼、市長へ報告。 14年度実績～提案箱3ヶ所 = 45件、ファクス59件、郵送24件、他2件、メールは昨年度は休止していたが、H15年5月26日より再開した。	市民等からの意見、要望などを町民ポスト、ファクス、市民メール、市長への手紙、「夜の町長室」として受け付ける。 14年度実績～ポスト13件、ファクス0件、メール = 34件 夜の町長室（毎週木曜日午後7時より） = 13件。 *夜の町長室：毎週木曜日午後7時～9時に町民が町長と面談。（事前予約必要）町民から意見、要望等を聞く。	一宮市の制度に合わせる。
9．市政モニター会議	当該事業なし	《広報広聴モニター制度》 1 年6回開催 2 モニター15人(公募7人) 3 内容 広報紙への意見および市政についての意見を市長に提案。 4 報酬 1人年額15,000円	当該事業なし	尾西市の制度に合わせる。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
10. 市内施設めぐり	<p style="text-align: center;">《親子施設めぐり》</p> <p>1 時期 夏休み期間の3日間。 2 対象 小学校4年生以上の親子。 3 定員 1日30人 4 内容 バスで総合卸売市場・消防署・環境センター・エコハウス138・博物館を見学。 * 毎年上記5施設を回るが、新たな施設があればコース変更も検討する。</p>	<p style="text-align: center;">《市の施設めぐり》</p> <p>市の出前講座の中で、市の施設をバスで案内し、見学、説明する。見学場所は希望に応じ、設定。昨年度実績は1件、30人参加。</p>	当該事業なし	合併時に廃止する。
11. 市政情報案内	<p>市政情報の提供を民間会社に委託。電話での市政に関する問い合わせに対し、オペレーターが対応する。 広報誌をもとに施設・生活・行催事などの情報提供を行い、年中無休で午前7時から午後11時まで受け付ける。</p>	当該事業なし	当該事業なし	一宮市の制度に合わせる。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 企画分科会

協議項目	広報広聴関係事業		
先進事例	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	さいたま市	H13.5.1	広報広聴事業については、以下のとおりとする。 (1) 広報紙等の広報事業については、合併時に統合し、引き続き情報の提供に努めるものとする。 (2) 市民提案制度等の広聴事業については、合併後速やかに充実を図るものとする。
	新居浜市	H15.4.1	広報広聴事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

議員の定数及び任期について～特例の適用の有無によるメリット・デメリット

区 分		概 要	メ リ ッ ト	デ メ リ ッ ト
合併特例法を適用しない場合 (原則どおり)	新設合併	<ul style="list-style-type: none"> ・定数46人以内 ・任期4年 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状より議員報酬が減。 ・首長選挙と同時選挙が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状より住民の意見が反映されにくい。 ・新市発足後、約2ヶ月間、首長と議員が不在となる。
	編入合併	<ul style="list-style-type: none"> ・一宮市議36人に加えて10人までの増員が可能。 ・任期は一宮市の残任期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状より議員報酬が減。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状より住民の意見が反映されにくい。
合併特例法第6条を適用した場合 (定数特例)	新設合併	<ul style="list-style-type: none"> ・定数92人以内 ・任期4年 	<ul style="list-style-type: none"> ・定数によっては現員を確保でき、住民の意見を幅広く反映可能。 ・首長と同時選挙が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現員(78人)より上回る定数となった場合、議員報酬が増。 ・新市発足後約2ヶ月間、首長と議員が不在となる。
	編入合併	<ul style="list-style-type: none"> ・一宮市議36人に加えて12人(尾西市8人、木曽川町4人)の増員が可能。 ・任期は一宮市の残任期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状より議員報酬が減。 ・編入地域で選挙区を設けることから、編入地域の議員定数が確保される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状より住民の意見が反映されにくい。
合併特例法第7条を適用した場合 (在任特例)	新設合併	<ul style="list-style-type: none"> ・定数78人(一宮市36人、尾西市22人、木曽川町20人) ・任期2年以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・現議員を確保できるので、住民の意見が反映可能。 ・議員の不在期間がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・首長選挙と同時選挙が不可能。
	編入合併	<ul style="list-style-type: none"> ・定数78人(一宮市36人、尾西市22人、木曽川町20人) ・任期は一宮市の残任期間 		

編入は、一宮市に尾西市、木曾川町が編入されると仮定。
定数によっては、議場の場所の確保、議場改修費用等が必要。

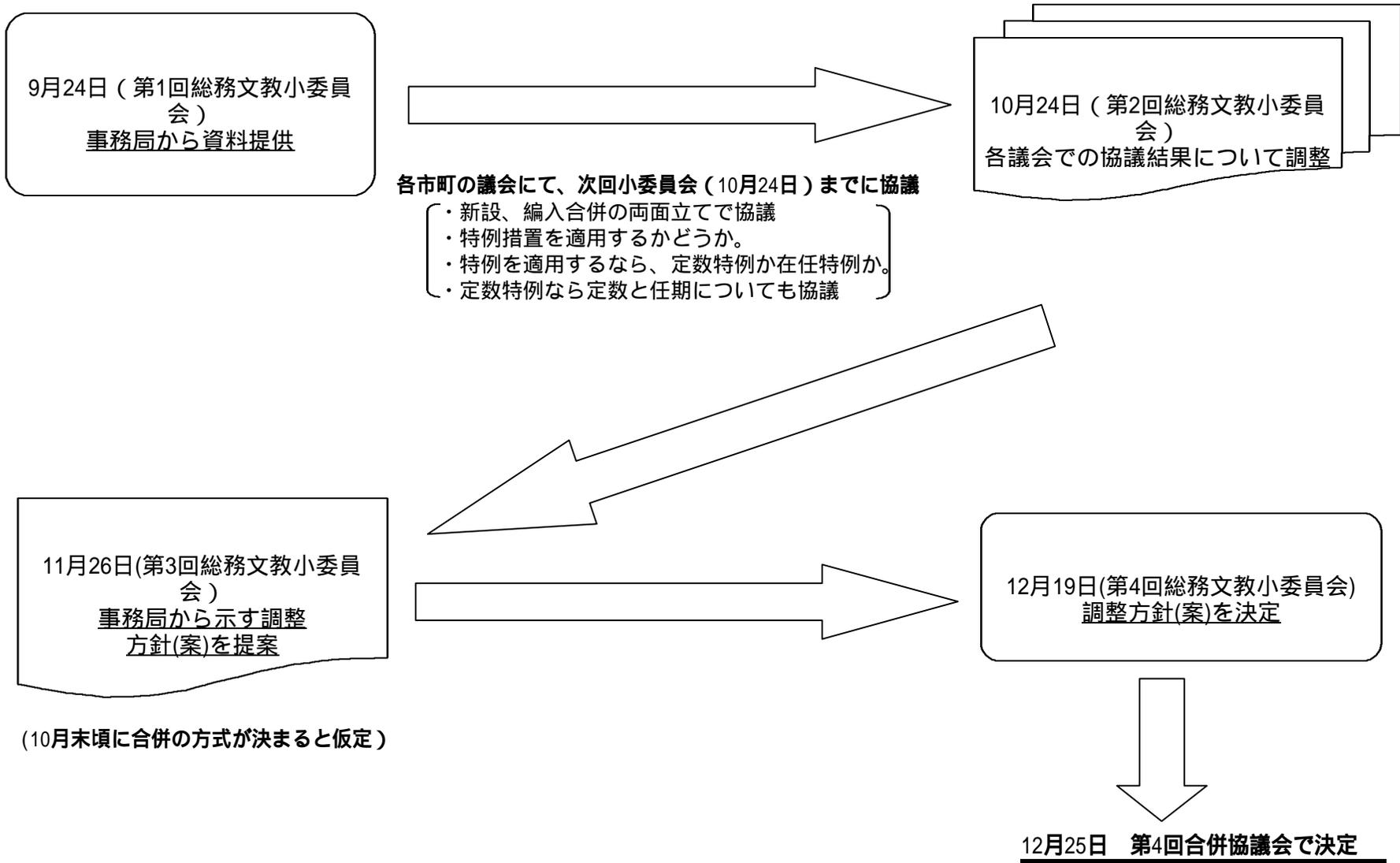
先進地事例

資料6 - 3

取 扱 い 方 法	先 進 地 事 例						
	合併市町村	合 併 関 係 市 町 村	合併の方式	合併の期日	議員総数	新定数(法定数)	備 考
地方自治法第91条を適用 (合併特例措置の適用を受けない)	飛騨市(岐阜県)	吉城郡2町2村(古川町、神岡町、河合村、宮川村)	新設	H16.2.1	50	26(26)	
	京丹後市(京都府)	中郡6町(峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町)	"	H16.4.1	94	30(30)	
	御前崎市(静岡県)	浜岡町、御前崎町	"	H16.4.1	29	18(26)	
	恵那市(予定)(岐阜県)	恵那郡2市5町(恵那市、岩村町、山岡町、明智町、上矢作町、串原村)	"	H16.1.0	78	30(30)	
	(新市名未定)(愛媛県)	越智郡1町3村(弓削町、生名村、岩城村、魚島村)	"	H16.1.0.1	40	18(18)	
	丹波市(兵庫県)	氷上郡6町(氷上町、柏原町、青垣町、春日町、山南町、市島町)	"	H16.1.1.1	94	30(30)	
	天草市(熊本県)	2市8町(本渡市、牛深市、有明町、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町、五和町、天草町、河浦町)	"	H17.1.15	152	34(34)	
	越前町(福井県)	丹生郡3町1村(朝日町、越前町、織田町、宮崎村)	"	H17.2.1	54	26以内(26)	
合併特例法第6条を適用 (定数に関する特例)	呉市(広島県)	呉市、下蒲刈町	編入	H15.4.1	44	(38)	2名の増員選挙(計36名)
	佐渡市(新潟県)	佐渡郡10町村(両津町、相川町、佐和田町、金井町、新穂村、畑野町、真野町、羽茂町、小木村、赤泊村)	新設	H16.3.1	156	30(30)	30人×2=60人 (在任特例より少数)
合併特例法第7条を適用 (在任に関する特例)	篠山市(兵庫県)	多紀郡4町(篠山町、西紀町、丹南町、今田町)	新設	H11.4.1	58	(30)	在任期間 1年1カ月
	西東京市(東京都)	田無市、保谷市	"	H13.1.21	48	(40)	在任期間 2年0カ月
	さいたま市(埼玉県)	浦和市、大宮市、与野市	"	H13.5.1	100	(64)	在任期間 2年0カ月
	廿日市市(広島県)	廿日市市、佐伯町、吉和村	編入	H14.3.1	44	(26)	廿日市市の残任期間
	さぬき市(香川県)	大川郡5町(津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町)	新設	H14.4.1	66	(30)	在任期間 1年2カ月
	南アルプス市(山梨県)	中巨摩郡4町2村(八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町)	"	H15.4.1	95	(30)	在任期間 1年10カ月
	山県市(岐阜県)	山県郡2町1村(高富町、伊自良村、美山町)	"	H15.4.1	42	(22)	在任期間 1年1カ月
	静岡市(静岡県)	静岡市、清水市	"	H15.4.1	78	(56)	在任期間 2年0カ月
	東かがわ市(香川県)	大川郡3町(引田町、白鳥町、大内町)	"	H15.4.1	44	(26)	在任期間 2年0カ月
	新居浜市(愛媛県)	新居浜市、別子山村	編入	H15.4.1	42	(34)	新居浜市の残任期間
	宗像市(福岡市)	宗像市、玄海町	新設	H15.4.1	38	(30)	在任期間 1年8カ月
	周南市(山口県)	徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町	"	H15.4.21	81	(34)	在任期間 2年0カ月
	瑞穂市(岐阜県)	穂積町、巢南町	"	H15.5.1	33	(26)	在任期間 1年0カ月
	野田市(千葉県)	野田市、関宿町	編入	H15.6.6	52	(34)	野田市の残任期間
	新発田市(新潟県)	新発田市、豊浦町	"	H15.7.7	38	(30)	新発田市の残任期間
田原市(愛知県)	田原町、赤羽根町	"	H15.8.20	32	(26)	田原町の残任期間	

・上記のうち合併特例措置を適用しない市町村は、すべて新設合併である。

議会議員の定数及び任期決定までのスケジュール（事務局素案）



総務文教小委員会の日程について

・委員会の日程

平成15年中に予定されている会議は下記のとおりとする。

回	日 程	場 所
2	10月24日(金)午後2時	
3	11月26日(水)午後2時	
4	12月19日(金)午後3時	